みやもとしんいち
宮本伸一通信
2022年1月31日号
公明新聞電子版
2022年1月31日より

きょうから申請開始
売上減の企業に最大250万円

事業復活支援金

中小企業庁は、新型コロナウイルスの感染拡大で売り上げが減少した事業者を対象に最大250万円を支給する「事業復活支援金」について、きょう31日から申請受け付けを開始する。公明党が推進してきたもので、2021年度補正予算に同支援金の財源として2兆8032億円を盛り込んだ。業種や所在地を問わず、事業者を幅広く下支えする。

30%以上減も対象に

インターネットからのオンラインで受け付ける。オンラインの申請が困難な人のために、補助員が申請の入力支援を行うサポート会場を全都道府県に設置する。2月1日をめどに開設する予定だ。

同支援金は、21年11月から22年3月のいずれかの月で、売り上げが18年11月から21年3月までの間の任意の同月と比べ50%以上減少した事業者に対し、事業規模に応じて法人に最大250万円、個人事業主に同50万円を支給する。さらに、減少率が30%以上50%未満の場合についても、事業規模に応じて法人に同150万円、個人事業主に同30万円を支払う。

新型コロナの影響を受けて、国や地方自治体からの休業・営業時間短縮の要請、消費者の外出自粛や新しい生活様式への移行、コロナ禍を理由とした流通制限などにより売り上げが減少した事業者が対象となる。

さらに、これまで時短要請などに伴う協力金を受け取った事業者も申請することが可能だ。要請に応じた月の分の協力金の金額をその月の事業収入に算入した上で、売り上げ減少額が要件に適合すれば給付対象となる。

また、30%以上50%未満の上限額で申請した後に、減少額が50%以上になった場合、追加申請が可能。差額分が受給できる予定だ。

不正受給などを防ぐための「事前確認」は今月27日から開始しており、5月26日まで受け付ける。一時支援金や月次支援金を既に受給した事業者は、事前確認を受けることなく、提出書類も一部省略が可能だ。

「事業復活支援金」概要

対象
2021年11月～22年3月のいずれかの月の売上高が、18年11月から21年3月までの間の任意の同月と比べ減少した法人・個人事業主

		給付上限額	
		売上高50%以上減少	売上高30%以上50%未満減少
法人 年間売上高	5億円超	250万円	150万円
	5億円～1億円超	150万円	90万円
	1億円以下	100万円	60万円
フリーランスを含む個人事業主		50万円	30万円

問い合わせ先
■事業復活支援金事務局ホームページ
https://jigyou-fukkatsu.go.jp/
■電話相談窓口〈申請者専用〉
0120-789-140
受付時間：毎日午前8時30分～午後7時
ホームページ

公明が推進
協力金とも重複可能

事業復活支援金は、公明党が推進した事業者向けの「持続化給付金」「一時支援金」「月次支援金」に次ぐものです。

公明党の要望により、事業復活支援金はこれまでと異なり、売り上げ減少率の基準で「30%以上50%未満」を新設し対象を拡大。事業規模に応じ給付金額が変動するようにもしました。

さらに、協力金を受給しても、なお事業が苦しい方に事業復活支援金との重複受給も可能にしたほか、事前確認をする団体も追加するなど、きめ細かな対応を進めました。

コロナ禍での事業者を支えるために、これからも事業者の支援に全力を注いでいきます。

党経済産業部会長 **中野洋昌** 衆院議員

お気軽にご相談下さい！

みやもとしんいち
宮本伸一
文京区議会議員
TEL.03-5803-1318
http://miyamoto-shinichi.net
〔発行元〕宮本伸一